

# 週報

【2020/10 第4例会】

例会日：毎週金曜日  
 例会場：碧海信用金庫本店3F  
 安城市御幸本町15-1  
 TEL：0566-75-8866  
 FAX：0566-74-5678  
 Email：anjo-rc19580206@katch.ne.jp

## 第3048回例会

2020年10月23日(金) 12:30~13:30

司会者：服部 敦君

ソング：「我等の生業」

ニコボックス委員会：神谷 明文君

親睦活動委員会：山口 雄史君

ゲスト及びビジター：矢野 正和様 愛知県安城警察署 交通課長 警部



2020-2021年度RIテーマ：「ロータリーは機会の扉を開く」

安城ロータリークラブ会長方針：「もっと、この街と！」

- 会長：深津 正則
- 幹事：恒川 憲一
- クラブ会報：長谷川 大祐・清水 正幸・市川 護
- 創立日：S33年1月10日
- RI加盟認証日：S33年2月6日

## ■ 会長挨拶

深津 正則会長

### 例会出席の意義

ロータリーの例会は人生の道場

ロータリーライフにおける親睦の第一歩は、毎週必ず例会に出席することから始まります。

#### 【原則として】

- ①ホームクラブに毎週必ず出席する。
- ②どうしても出席できないときは、必ずメイクアップをする。

ロータリー運動が望んでいる会員像は、毎例会、欠かさずホームクラブに出席してくるロータリアンの姿です。

#### 【例会の目的】

- ①職業上の発想の交換を通じて、分かち合いの精神による事業の永続性を学び、友情を深め、自己改善を図ること。
- ②その結果として奉仕の心が育まれてくる。

自己改善は終生続けられなければなりませんからロータリアンには定年はないし、ロータリー運動には終結もありません。

これが例会出席がロータリーライフの前提となる所以なのです。米山梅吉は「ロータリーの例会は人生の道場」と語っています。

- ③お互いが切磋琢磨して自己研鑽に励む貴重な修練の場であればなりません。
- ④例会運営に当る者は、事業に従事すべき貴重な時間を割いて例会に参加する会員に、それに値するメリットを与える義務があります。
- ⑤限られた時間の中で、如何に有益な情報を効果的に提供するかを考え、実行しなければなりません。
- ⑥会長の時間、議事、各種の報告、卓話、そのひとつひとつがロータリー運動の質を高め、参加者の心に深い感銘を与える内容であってこそ、例会出席の意義が満たされるのです。
- ⑦定款によりロータリーの正式な会合は例会と定められ、例会出席は会員の義務となっています。

10/21 第2回安城ゴルフコンペ  
ザ・トラディションゴルフクラブ



優勝は、清水正幸君でした



季節の俳句

すすき野や  
身の丈越えて  
風わたる  
深津



## ■ 幹事報告

恒川 憲一 幹事

1. 本日例会終了後、IM実行委員会を行います。
2. 10/30は定款により休会です。
3. 次年度西三河分区 ガバナー補佐・分区幹事就任のご案内を配布いたしました。
4. 11月の例会出欠表の提出をお願いします。
5. 11/19(木)第2回次期ガバナー補佐研修会議を碧信御園支店にて開催いたします。  
また、11/13例会終了後にガバナー準備会議を行いますので、関係会員の方は出席ください。
6. 12/19(土)会員家族親睦例会に参加ください。
7. 前年度最終月信を配布いたします。
8. 米山記念奨学会特別寄付を11月末までに入金宜しくお願い致します。
9. 国際大会(台湾)に参加予定の方に、申込書を配布いたしましたので記入いただき、提出ください。
10. ゴルフ部会より 第2回安城ゴルフコンペは清水正幸君の優勝でした。おめでとうございます！

## ■ 出席報告

野田 敏男 君

会員	55名
出席義務者	44名
出席	40名
欠席	14名
出席免除者の出席	7名
出席率	72.70%

## ■ 卓話

担当:加藤 正人 君

### テーマ「道路交通法改正と交通事故防止について」

卓話者 矢野 正和様 愛知県安城警察署 交通課長 警部

日頃から交通安全活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。  
予定している卓話の主な内容は以下のとおりです。

- 1 愛知県の交通事故情勢(以下令和2年9月末現在)  
交通事故死者数:114人(昨年比+8人)  
地域別死者数:名古屋市35人(昨年比+15人)と増加  
西三河30人(昨年同)  
東三河10人(昨年比-7人)と減少  
年齢別死者数:高齢者62人(昨年比+10人)と増加
- 2 安城警察署管内の交通事故情勢  
交通死亡事故:3件3人(安城市1件、知立市2件)  
重傷事故:28件(前年同)  
軽傷事故:468件(前年比-243件)  
物損事故:5,252件(前年比-1,106件)
- 3 道路交通法の改正(妨害運転罪の創設)【STOP!あおり運転!!チラシ抜粋】
  - (1)妨害運転(交通の危険のおそれ)  
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(車間距離不保持等10種類の違反)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合
  - (2)妨害運転(著しい交通の危険)  
(1)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合
  - (3)罰則等  
3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金  
更に運転免許取消し
  - (4)お願い  
「思いやり・ゆずり合い」の運転を！  
ドライブレコーダーをつけましょう！

